

京都市左京区久多地域公共交通会議設置要綱

(目的)

第 1 条 京都市左京区久多地域公共交通会議（以下、「久多交通会議」という。）は、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号。以下「法」という。）の規定に基づき、京都市左京区久多地域における住民の生活に必要な交通手段の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情及び需要に応じた輸送サービスの実現に必要な事項を協議することを目的として設置する。

(協議事項)

第 2 条 久多交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 久多地域の実情及び需要に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃等に関すること
- (2) 久多地域の地域交通施策の推進に関すること
- (3) 公共交通空白地有償運送に関すること
- (4) 前各号に掲げるもののほか、第 5 条に定める会長が必要と認めること

(構成委員)

第 3 条 久多交通会議は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 左京区長
 - (2) 京都市都市計画局歩くまち京都推進室計画推進課長
 - (3) 一般乗合旅客自動車運送事業者（京都バス株式会社）
 - (4) 久多地域の住民または利用者の代表
 - (5) 国土交通省近畿運輸局京都運輸支局首席運輸企画専門官
 - (6) 京都市域交通圏の一般乗合旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
 - (7) 京都府警察下鴨警察署交通課長
- 2 前項各号に掲げる者のほか、第 5 条に定める会長が、久多交通会議の運営上必要と認められる者を委員として加えることができる。
- 3 同条第 1 項第 1 号から第 7 号までに掲げる委員については、久多交通会議に代理人を出席させることができる。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 久多交通会議に会長を置き、第3条第1項第1号に掲げる者が会長となる。

2 会長は久多交通会議を代表し、会務を総括する。

3 会長に事故があるときは、委員の中から会長が予め指名する者がその職務を代理する。

(議事)

第6条 久多交通会議は、会長が召集し、その議長となる。

2 久多交通会議は、委員の半数以上の出席がなければこれを開くことができない。

3 久多交通会議の議決を要する事項については、出席委員（代理人を含む。以下同じ。）の全会一致を原則とするが、これが困難な場合は、出席委員の3分の2以上の多数で議決する。

(協議結果の取扱い)

第7条 久多交通会議の委員その他久多地域の生活交通に関わる関係者は、久多交通会議の協議が調った事項を尊重し、その誠実な実施に努めるものとする。

(庶務)

第8条 久多交通会議の庶務は、左京区役所地域力推進室において行う。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、久多交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が久多交通会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成28年6月1日から施行する。